

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 多古北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜き設計書 番号185 週休2日推進に係る補正額	金抜き設計書185番と186番間に記載されている『計①』に対し、週休2日補正をしない金額をA、特記仕様書『24-33-1 補正対象項目及び補正方法』(1)～(3)((1)の③及び④を除く)による週休2日補正をした金額をB、とします。金抜き設計書185番『週休2日推進に係る補正額』に相当する金額は、 $\yen(B-A)$ という解釈でよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-1に示すとおりです。
2	金抜き設計書 番号188 週休2日推進に係る諸経費額	金抜き設計書186番『諸経費①』について、上記Aに対応する金額をC、上記Bに対応する金額をD、Dに特記仕様書『24-33-1 補正対象項目及び補正方法 (1)の③及び④』による週休2日補正をした金額をE、とします。金抜き設計書188番『週休2日推進に係る諸経費額』に相当する金額は、 $\yen(E-D)$ 、または $\yen(E-C)$ のどちらでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-1に示すとおりです。
3	特記仕様書24-33-2 週休2日 推進に係る補正額	特記仕様書『24-33-2 種別』内の表中、『週休2日推進に係る補正額』について、区分内容欄に『…労務費及び機械経費に要する費用』と記載されています。これは、『24-33-1 (1)補正係数による補正 ①労務費 及び ②機械経費(賃料)』のほか、『(2)標準単価の補正』及び『(3)稼働率による補正』に要する費用を含む、という解釈でよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-4に示すとおりです。
4	特記仕様書24-33-2 週休2日 推進に係る諸経費額	『24-33-1 (1)補正係数による補正』の表では一般管理費は補正の対象ではありませんが、同(1)～(3)の労務費、機械経費、標準単価及び機械稼働率の補正により一般管理費の金額も増加します。特記仕様書『24-33-2 種別』内の表中、『週休2日推進に係る諸経費額』について、区分内容欄に『…共通仮設費及び現場管理費に要する費用』と記載されておりますが、これは週休2日補正による一般管理費の増分額も含む、と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-2に示すとおり、「週休2日推進に係る諸経費額」の対象額は、共通仮設費、現場管理費の合計であり、一般管理費は対象外となります。